

「いよいよ、確定申告期到来！」（船越）

令和2年分所得税の確定申告期がやってまいりました。事務所内では、コロナ対応を最大限実施しているつもりですが、この時期、税理士には確定申告無料相談会の当番が割り振られます。相談会場では、近畿税理士会や署、関係団体等と協議を重ねた上で、納税者の方との距離の確保・パーティションの設置・整理券配布による入場制限等々、安全第一の対応をしております。福知山支部は、非常に少人数なので、支部長だからといって、当番を勘弁してもらえないこともなく、普通に当番が回ってきます。

さらに支部が独自開催する相談会では、会場の設営・撤収、当番税理士の昼食の弁当の手配までが支部長業務です。自分の当番の時だけちょっと高級なお弁当を頼みたい気がしないでもないですが、会計監査が厳しいので、昼休憩・昼食を頂けることで十分感謝しております。でも、このつかの間の昼休みが一番密になる時間帯かもしれないので、今年は黙食といたします。

黙食

にご協力ください

お食事の会話が
飛沫感染リスクになります

このリスクは飲食に限らず、学校や職場でも同様です。

当店では「黙食」を推奨しております。

楽しいお食事のひとときをご提供できず

大変お苦しいのですが、当店はお客様

（ノーマスク時）の命は大切にさせていただきます。

今さら聞けない 経済用語

今月の教えてキーワード：【スプリンターネット】

スプリンター（破片）とインターネットを組み合わせた造語でインターネットの分断を意味する。自由であるネット空間が国や地域間で分断される状態を指し「ネットのバルカン化」とも表現される。集めるデータ量が人工知能（AI）開発などの優劣を決めるため、中国やアメリカを中心に各国政府は自国内のデータを囲い込み、他国とのデータ流通を増やそうとしている。個人情報取り扱いに関する対立など問題点も指摘される。

知っとこ！「税務のマメ知識」

【会社に飾る絵画は経費で処理できる？】

「会社に飾るため地元の作家の絵画を購入しようと考えています。絵画は経費として処理してよいのでしょうか」という質問がありました。事業な



どの業務のために用いられる資産で、建物や備品など時間の経過によってその価値が減っていく資産を減価償却資産といいます。絵画や彫刻などの美術品が減価償却資産に該当するかに関して、2015年以後に取得するものから新しい取り扱いが適用されています。それ以前は1点20万円（絵画は号当たり2万

円）以上かどうかなどで判定されていましたが、実態と照らし合わせて改正後は1点100万円未満である美術品は原則として減価償却資産に該当し、100万円以上のものについては非減価償却資産として取り扱います。ただし、金額に関係なく時間の経過により価値が減少することが明らかなものは減価償却資産として、逆に価値が減少しないことが明らかなものは非減価償却資産として取り扱われるため注意が必要です。倉庫などに保管されている絵画などでも維持管理がされており、いつでも展示できる場合は減価償却資産の対象となります。また「何年で償却するか」という法定耐用年数は、金属製の彫刻などは15年、それ以外の彫刻や絵画、陶磁器などは8年です。ちなみに絵画の場合、額縁の費用についてもその絵画の一部として取得価額に含まれます。

今を生きる

先人の言葉

醜く頑固で、
しかし誇り高く

アメリカの俳優であるジョン・ウェインの言葉。何事もただひたむきに、不器用に、がむしゃらにやればいい。結果がどうであろうと誇り高き者であればそれでいい。